

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町においては、福岡都市圏や久留米広域圏に近接している恵まれた立地条件を背景に、人口は増加の傾向にあり、令和3年1月末には「第2次筑前町総合計画（令和2年3月）」で目標として掲げていた人口3万人を達成した。しかしながら、社会的な人口減少・少子高齢化は本町も例外ではなく、今後人口構造などが大きく変化していくおそれがあるため、これからの人口減少社会にどう対応していくのが課題である。

本町の産業構造は、地域経済システム（RESAS）の結果によると、町内の企業数、従業員数、売上高については、卸・小売業、建設業、製造業が上位を占めている。さらに、これらの多くは全国平均や福岡県平均も上回っており、本町の強みであるといえる。

また、本町は農・林業も盛んであり、従業員数や売上高が全国平均と福岡県平均を大きく上回っていることから、農・林業も本町の強みのひとつであるといえる。

しかし、このような強みがある一方で、本町全体での労働生産性については、平成24年から平成28年にかけて改善の傾向が見られるものの、現在も全国平均や福岡県平均を下回っている。

また、事業規模については町内企業全てが中小企業であり、近隣市内に大型ショッピングモールが進出したことから町民の購買力流出が見られ、中小企業者にとっては非常に厳しい状況となっている。

その他にも、中小企業の人手不足や事業承継問題といった課題が全国的にあるが、町内においても同じ状況にある。

このような状況下において、町内中小企業者が積極的な設備投資を行うことにより、抜本的な生産性の向上や人材不足に対応した基盤の構築といった効果が期待されることから、本計画を推進するものとする。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、より多様な業種での活用と生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー発電設備全てについては、本計画の目的である労働生産性の向上へは繋がらないことから、対象設備からは除くものとする。

なお、ここでの「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

本町の産業は、国道386号線沿いを中心に、町内全域に立地している。町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、筑前町内全域とする。

（2）対象業種・事業

本計画において対象とする業種として、本町の産業は、農業、製造業をはじめとした多様な業種で構成されている。また対象とする事業として、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等多様である。これらの産業でニーズに柔軟に対応し、生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、すべての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）までとする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 申請資格

次のいずれかの事項に該当する中小企業または個人事業主は申請することが出来ない。

- ① 会社更生法、民事再生法に基づき更正または再生手続きをしているもの。
- ② 筑前町から指名停止を受けているもの。
- ③ 町税を滞納しているもの。
- ④ 申請者が次の各号のいずれかに該当するとき。

ア. 申請者が個人である場合には、その者が筑前町暴力団排除条例（平成22年筑前町条例第5号）第2条第2号に定める暴力団員と認められるとき、又は申請者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、その者が同条第1号に定める暴力団と認められるとき。

イ. 申請者が、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において、「県条例」という。）第15条第1項に違反したと認められるとき。

ウ. 申請者が、県条例第15条第2項、第3項に違反したと認められるとき。

エ. 申請者等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（業務を遂行する主たる事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

(2) 計画の認定

筑前町導入促進基本計画に伴う先端設備等導入計画の認定を受けようとする中小企業者は、設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上する目標について経営革新等支援機関（筑前町商工会等）に確認を受け、確認書を発行してもらい、先端設備等導入計画を作成した後、町へ申請し認定を受けることとする。

町は当該導入促進基本計画に定める範囲内で作成された先端設備等導入計画であることを確認し、計画の認定を行う。

また、計画の認定について、次の要件に当てはまる場合は認定の対象としない。

- ① 雇用の安定に配慮する必要があることから、人員削減を目的とした先端設備等導入計画である場合。
- ② 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業のうち、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる計画である場合。

(3) 先端設備等導入計画の進捗状況調査

町は先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に確認する。進捗状況の報告を求められた際には、先端設備等導入を実施した中小企業者はその求めに応じなければならない。